

2021年11月18日

お客さま 各位

株式会社貸貸少額短期保険  
代表取締役 田中豊一

「家財総合責任保険」及び「店舗総合補償保険」販売終了のお知らせ

平素は、貸貸少額短期保険をご利用いただきありがとうございます。

家財総合責任保険（新みんなの安心プラン）及び店舗総合補償保険（オフィス・エイド）は、多くのお客さまにご愛顧いただいておりますが、このたび下記のとおり販売を終了させていただくことになりました。

お客さまにはご不便をおかけすることになり大変申し訳ありませんが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げますとともに、これまでご愛顧いただきましたお客さまに厚くお礼申し上げます。

記

1. 販売終了商品

家財総合責任保険（新みんなの安心プラン）及び店舗総合補償保険（オフィス・エイド）

2. 販売終了日

2022年3月31日（木）で販売を終了致します。

※1 新規のご契約、継続のご契約のいずれも2022年3月31日（木）で販売を終了し、  
保険開始日2022年3月31日（木）が最終日となります。

※2 現在、家財総合責任保険及び店舗総合補償保険をご契約中のお客さまの保険は、当初約定  
の保険期間終了日の24時まで有効です。

3. 今後、保険契約のご継続（新規申込）については、ジャパン少額短期保険株式会社の保険  
商品「新すまいRoom保険」または「テナント総合保険」をご案内させていただきます。

別紙のチラシよりwebでお申込みください。

上記以外の保険商品をご希望のお客さまは、弊社までお申し出ください。

※<少額短期保険業者>

ジャパン少額短期保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル7F

TEL：0800-300-9888 受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始は除く）

4. お問い合わせ先

株式会社貸貸少額短期保険 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-10-19 西新宿ビル6F

TEL:03-3368-0111 受付時間：10：00～17：00（水・日・年末年始を除く）

居住用住宅にご入居の皆さまへ

事故受付  
24時間  
365日

## 「新すまいRoom保険A」

居住用住宅における様々なリスクをしっかりサポート！！  
火災・盗難等の事故に対応する家財保険と家主さん、第三者の補償をする賠償責任保険がセットになっています。

パソコン・スマートフォンから申込頂けますので、  
下記URL又は二次元コードよりお手続きください。



専用URL・二次元コード

<http://www.japan-insurance.jp/>



補償プランや必要項目を画面入力すれば申込完了。  
保険料はクレジットカード決済またはコンビニ払い。

- ※ 単身者向け物件は400万プラン、ファミリー向け物件は650万プランを推奨しております。
- ※ ジャパン少額短期保険の商品である「自転車あんしん保険(ちゃりぽ)」にご加入いただいている契約者様は当保険に入れません。
- ※ コンビニ払いでのお手続きの場合、ご本人確認のためにパスポート、免許証、保険証等の画像データを添付する必要がありますので、あらかじめご準備ください。

引受保険業者 **ジャパン少額短期保険株式会社**

●ご契約内容のお問い合わせは・・・

**0800-300-9888**

受付時間：平日9:00～17:00  
(お客さま専用フリーコール)

JB01-032 2021.11

# 新すまいRoom保険Aの補償プランなど

| 保険料(2年一括払い)  |  | 15,000円  | 20,000円  |
|--------------|--|--|--|
| 保険金等をお支払する場合 |  | 400万プラン  | 650万プラン  |
| 損害保険金        | 1.火災<br>2.落雷<br>3.破裂・爆発<br>4.給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ<br>5.風災・ひょう災・雪災<br>6.建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊<br>7.騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為          | 損害額<br>※貴金属等以外は再調達価額基準の損害額<br>※貴金属等は時価額基準の損害額<br>(1個(組)ごと30万円限度)   |  |
|              | 8.家財の盗難  | 家財   | 損害額:1事故につき50万円を限度<br>※貴金属等は1個(組)ごとに30万円を限度                           |
|              | 9.通貨の盗難  | 通貨   | 1事故、1世帯ごとに20万円を限度  |
|              | 10.預貯金証書の盗難  | 預貯金証書<br>※盗難後ただちに預貯金先と所轄の警察署に届出を行ったにもかかわらず預貯金先から現金が引き出された場合  | 1事故、1世帯ごとに200万円を限度   |
|              | 11.第三者のいたづら  | 第三者によるいたづら(未遂事故を含む)により家財が損害を受けた場合  | 1事故につき30万円を限度  |
|              | 12.水害  | 床上浸水または家財の再調達価額の損害割合によって異なります。<br>※詳しくは弊社ホームページまたは約款をご覧ください。   |  |
|              | 持ち出し家財保険金  | 一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で上記1～8の事故によって損害を受けた場合  | 1事故につき50万円または保険金額の20%に相当する金額のいずれか低い額を限度<br>※貴金属等の場合は1個(組)ごとに30万円を限度  |
| 費用保険金等       | 臨時費用保険金  | 上記1～7の事故により損害保険金が支払われる場合   | 損害保険金×5%、1事故につき30万円を限度   |
|              | 修理費用保険金  | 上記1～6、8～11の事故および住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者(住宅内での死亡の場合は被保険者の法定相続人)が自己の費用で修理した場合<br>※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります | 実費:1事故につき100万円を限度<br>※住宅内での被保険者の死亡の場合は1回の事故につき50万円を限度<br>※借用住宅に限ります。 |
|              | 水道管等修理費用保険金  | 凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合※被保険者以外の者が占有する部分を除きます  | 実費:1事故につき10万円を限度   |
|              | 地震火災費用保険金  | 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受け次の状態になった場合<br>a. 住宅が半焼以上になった場合 b. 家財が全焼した場合                           | 保険金額×5% ※ただし家財の再調達価額の5%限度  |
|              | ドアロック交換費用保険金   | 住宅のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用   | 実費:1事故につき3万円を限度  |
|              | ピッキング防止費用保険金   | 住宅が盗難あるいはいたづらに遭い、玄関ドアのロックを開錠され被保険者が自己の費用でドアロックを交換した場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用                                  | 実費:1事故につき3万円を限度  |
|              | 残存物清掃費用保険金   | 上記1～8の事故により損害保険金が支払われる場合で損害を受けた家財の残存物の清掃および運搬費用  | 実費:1事故につき損害保険金×5%を限度   |
|              | 近隣見舞費用保険金  | 上記1・3の事故により第三者の所有物に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合   | 被災世帯数×5万円 1事故につき保険金額×5%を限度   |
|              | 緊急避難費用保険金  | 上記1～8の事故により損害保険金が支払われる場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用  | 実費:1事故につき損害保険金×5%を限度<br>※事故日から30日以内に対応する費用                           |
|              | 洗面台交換費用保険金   | 住宅の洗面台が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合  | 実費:1事故につき100万円を限度  |
|              | ガラス交換費用保険金   | 住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合(熱割れによる破損を含みます。)   | 実費:1事故につき100万円を限度  |
|              | 便器交換費用保険金  | 住宅の便器が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合  | 実費:1事故につき100万円を限度  |
|              | 浴槽交換費用保険金  | 住宅の浴槽が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合  | 実費:1事故につき100万円を限度  |
|              | 遺品整理費用保険金  | 住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合  | 実費:1事故につき30万円を限度   |
|              | 損害防止費用   | 上記1、2、3の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用  | 実費   |
| 賠償責任         | 火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合<br>被保険者が住宅の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 | 実費(※法律上の賠償責任の額)<br>※1事故においてお支払する保険金は1,000万円を限度とします   |  |

その他のプランもご用意しています。詳しくは下記フリーコールまたは代理店担当者までお問い合わせください。

●お問い合わせ



東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル URL <http://www.japan-insurance.jp>

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

弊社はジャパンベストレスキューシステム株式会社のグループ会社です。

0800-300-9888 (フリーコール: 平日9:00~17:00)

A02-060(4) 2018.06